

令和2年度 第339号

ダイオキシン類等測定分析業務委託

委託仕様書

令和2年7月

明日香村

【仕様書】

1. 明日香村クリーンセンター周辺における①～④の業務

- ① 土壤中のダイオキシン類測定分析 (2ヶ所×1回/年)
(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン・ポリ塩化ジベンゾフラン・コプラナー
ポリ塩化フェニル)
- ② 河川中のダイオキシン類測定分析 (2ヶ所×1回/年)
(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン・ポリ塩化ジベンゾフラン・コプラナー
ポリ塩化フェニル)
- ③ 地下水中のダイオキシン類 (1検体×1回/年)
- ④ 河川中の有機物質等測定分析 (2検体×1回/年)
(カドミウム・シアン・有機燐化合物・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・アルキル水
銀・PCB・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン・四塩
化炭素・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン・
1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン・1,3-ジクロロプロペン・ベンゼ
ン・チウラム・シマジン・チオベンカルブ・セレン・ノルマルヘキサン抽出物質・
フェノール類・亜鉛・銅・溶解性鉄・溶解性マンガン・全クロム・フッ素・窒素・
全燐)

2. 測定分析方法

各業務、公定方法に準拠して実施すること。

3. 業務委託履行期間

履行期間は、契約の翌日から令和2年12月18日までの間とし、業務の実施月は、
8月とする。

4. 報告書の提出

履行期限(令和2年12月18日)内に報告書の提出をすること。

5. その他

- (1) ダイオキシン類とはダイオキシン類対策特別措置法第2条(定義)に定めるものと
する。
- (2) 測定方法及び報告下限値については、施行前に担当職員と協議し、承諾を得ること。
- (3) ダイオキシン類の測定には、受託者直営でかつ計量法に基づく特定計量証明事業者
としての以下の認定を受けた事業者(認定特定計量証明事業者)であること。
認定区分 水又は土壤中のダイオキシン類
- (4) 試料採取日は、担当職員と協議の上予定表を作成し、提出すること。
- (5) 試料採取時には、担当職員の指示により行うこと。